

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除（近畿経済産業局所管分）に関する意見の募集について（令和8年2月報告分）に対する意見への回答

<意見募集期間：令和8年3月13日（金）～令和8年4月11日（土）>

No.	御意見	御意見に関する回答
1	<p>今回の指定解除の対象となっている茨木台団地（京都府亀岡市）について、以下の点を指摘し、慎重な判断を求めます。</p> <p>公表資料によれば、茨木台団地における直近3年間の他燃料採用件数は0件であり、競合する他燃料事業者による需要家獲得が実質的に行われていない状況です。</p> <p>解除基準2は「旧簡易ガス供給採用件数×1/2 ≤ 他燃料採用件数÷旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア」を要件としていますが、他燃料採用件数が0件という状況は、数式上の要件を満たすとしても、適正な競争関係が現実に機能していることを示すものとは言いがたいと考えます。</p> <p>「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」においても、指定解除の判断にあたっては定量的な指標を満たすかどうかに加え、「適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由がないかどうかもしっかりと確認しながら、総合的に判断する」とされています。</p> <p>つきましては、他燃料採用件数が0件である状況において、なぜ適正な競争関係が確保されていると評価できるのか、その具体的な根拠と判断過程を明らかにした上で、指定解除の可否を改めて検討されるよう求めます。</p>	<p>指定・指定解除基準においては、解除基準1、解除基準2又は解除基準3のいずれかに該当する場合には、指定を解除することとされています。茨木台団地については、報告対象時点（今回であれば2025年9月末）における旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェアが50%以下であることが確認されており、解除基準1に該当することから、指定解除を行うこととしました。</p> <p>解除の判断を行う際には、解除基準を形式的に満たしていても、必ずしも適正な競争環境が確保されているとは評価できないケースもあることから、消費者から幅広く意見を募集するパブリックコメントや、電力・ガス・熱供給の自由化に当たり、市場の監視機能等を強化し、市場における健全な競争を促すために設立された、経済産業大臣直属の組織である電力・ガス取引監視等委員会へ意見を聴取するなど、適正な競争関係が確保されているかどうかについて、総合的な評価を行っていくこととしています。</p> <p>指定が解除されることとなった場合でも、一般的な市場監視により、小売料金の合理的ではない値上げが行われていないか等確認することで、需要家の利益を保護していくとともに、更なる競争促進施策を通じて、需要家利益の増進を図ってまいります。</p>